

特定非営利活動法人



情報公開クリアリングハウス

第25回原子力委員会
資料 第 2 号

意思決定過程と情報公開

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

はじめに

- いわゆる秘密会合問題は、何のために文書管理や情報公開をするのかという前提への理解に疑問を抱かせる、大変憂慮すべき問題

第1回小委員会会合配布資料「小委員会の設置」

プロセスの透明化

原則・公開されたデータを利用し、前提や計算手法などもすべて公開する

- 秘密会合に関して、資料等の公表を始めたことは必要な対応であるが、報道等で明らかにならなければ説明されることがなかったということが、「組織体質」と認識されることを理解すべき



情報公開八原則(1981年1月)

4. 国民の生命・健康及び心身の安全、その他国民生活に重大な影響を及ぼす事項に関連する情報、及びこれらの事項に関連する審議会・委員会等の記録は、絶対的に公開とし、いかなる理由によっても公開を拒絶することができないこと。
5. 独占的公益事業(電気、ガス等)や公益的性格を有する事業について、その事業計画の決定、その他国民生活に重大な影響を与える事項に関連する情報は絶対的に公開とし、いかなる理由によっても公開を拒絶することができないこと。
7. 政府・地方公共団体その他の公的機関は、活動を記録する義務、文書その他の情報を保存する義務、情報の目録を作成する義務を負うこと。
8. 情報の収集・処理・利用・公開に関し、国民・住民の参加による監視委員会を設けること。

(情報公開法を求める市民運動)



公文書管理、情報公開制度の目的

- 公文書管理法第1条 目的

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

- 情報公開法第1条 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。



文書管理・情報公開で目指すべきもの

アカウントビリティ、情報公開に耐えられる行政運営の適正化



公文書管理法
文書の作成・取得、
管理、廃棄・移管のラ
イフサイクル



情報公開法
公文書の開示請
求権の保障



行政運営に対する監視と参加



開かれた政府、信頼できる政府



意思決定過程の記録作成

- 意思決定過程と意思決定の違い
意思決定 < 意思決定過程
- 政策の意思決定をすること
選択の結果（採用した政策、あきらめた・排除された政策）
- 意思決定過程を記録すること
意思決定の根拠・責任の明確化（5W1H）
- 記録されない意思決定過程は、情報公開を前提としていないもの＝客観的な適正性が検証できないもの
- 法による文書作成義務の範囲に議論が収れんすることの危険性

意思決定過程の妥当性の判断

- 情報公開による検証を通じて、意思決定過程の当事者以外が判断できるようにすべきもの
 - 根拠としたデータ、情報
 - どのような立場のどのような意見を反映した結果か
 - どのような政策選択をするメリット・デメリットがあるのか
- 意思決定過程の当事者は、適正な記録の作成と情報公開を通じてアカウントビリティを果たすことで妥当性を証明するもの

問題・課題

- いわゆる秘密会議問題
会議の存在が意思決定過程に組み込まれていなかった
議事録・議事経過の記録未作成
↓
- データの作成、課題の選択・説明が妥当な経過を経て作成されたものかの検証ができない
- 秘密会議の開催と、検証の根拠がそろっていないことが不信感を醸成・助長、組織体質の問題
- 意思決定過程の記録と公開を前提にした説明可能な組織運営の実践が、信頼獲得の大前提